

第13回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 27 年 12 月 4 日 12：05～12：35

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 小売電気事業及び小売供給の登録について
2. 火力電源入札専門会合の設置について
3. 口永良部島（新岳）噴火による被害に係る電気の災害特別措置の認可について
4. 特定供給の許可について
5. 特定供給の許可に係る経済産業局長への事務委任について
6. その他

○八田委員長　それでは、ただいまより第13回電力取引監視等委員会第2部を開催いたします。

事前にお知らせいたしましたように、本日11時30分から第1部として小売登録の審査に関する審議をいたしました。内容が個別情報等を取り扱うようになるため、いつものように運営規則に従って、委員会の判断により非公開での開催とした次第です。

それでは、第2部の議事に入らせていただきます。本日の議題はかなり多く、4つございます。議事次第に書いてあるとおりです。

では、ここでプレスの方、ご退場願います。

第1の議題は、小売電気事業の登録の審査結果についてです。事務局より審査結果のご報告をお願いいたします。

○新川取引監視課長　取引監視課長の新川でございます。資料3を用いてご説明させていただきます。小売電気事業及び小売供給の登録についてというものでございます。

小売電気事業者等の登録につきましては、これまで委員会におきまして66件についてご回答いただいております。この66件全て経済産業大臣に回答し、そして既に登録されている状況でございます。

平成27年12月3日時点で175件、内訳につきましては小売電気事業が173件、小売供給が2件の登録申請があり、委員会の意見聴取も行われつつある状況となっております。これまで66件ご回答しておりますけれども、9件につきまして審査基準1.(2)に規定された電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当する事実は認められないと考えておまして、資料3-1及び資料3-2によりまして、経済産業大臣に意見を回答することとしたいと思っておりますので、ご判断のほど、よろしく願いいたします。

資料3-1でございますが、小売電気事業を営もうとする者の登録についてということでございます。何度かお話ししているものと文章の案としては同じものでございますが、小売電気事業を営もうとする者でございます。今回9社でございますけれども、後ろの別添をみていただきますと、7社について記載させていただいております。小売電気事業を営もうとする者でございます。株式会社イーネットワークシステムズ、伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社、伊藤忠商事株式会社、入間ガス株式会社、株式会社エコスタイル、王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社、株式会社東急パワーサプライとなっております。

資料3-2は、小売供給の登録でございます。小売供給は、かつて自営線PPSといわれていたものでございます。これにつきましても、一緒に書いております条件については同じものでございますが、一番最後の別添のところに2社、社名を書いております。王子製紙株式会社、株式会社JNCパワー、この2社が小売供給の申請をしており、今回回答させていただきたいと考えているものでございます。

資料3-3に氏名または名称、住所、代表者氏名、電話番号等の情報を記載させていただいております。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に関してご質問、ご意見、ございませんでしょうか。――それでは、原案のとおり別紙に記載されている9社について、小売電気事業者として登録することに問題がない旨を委員会の意見として決定し、経済産業大臣に回答することにしたいと

思います。この意見は委員会終了後、公表いたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

続きまして、2つ目の議題として、火力電源入札専門会合の立ち上げについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○新川取引監視課長 同様に取引監視課長の新川でございます。資料4、火力電源入札専門会合の設置についてという資料をお配りさせていただいておりますので、そちらを用いてご説明をさせていただきます。

趣旨としましては、火力電源入札制度に関する調査、審議を行うため、本委員会の下に火力電源入札専門会合を設置して、メンバーを別添のとおりとするというものでございます。

主なポイントのところでございますが、火力電源入札につきましては、24年9月に策定されました新しい火力電源入札制度の運用に関する指針に基づきまして、25年度以降、資源エネルギー庁を事務局としまして、総合資源エネルギー調査会の下に火力電源入札ワーキンググループというのをつくりまして、そこを中心に制度の運用が行われてきたところでございます。

この制度は、入札された電源は、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ていないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定するという仕組みのもとで運用されているものでございます。あくまで総括原価ということを前提に、一般電気事業者が電源の新設、増設、リプレースを行おうとする場合にこの入札が実施されているものというものでございます。

委員会の発足後、小売電気料金の審査の実施を委員会で行うこととされておきまして、これに伴い、この火力電源入札制度の実施についても委員会で行う必要があるという状況でございます。このため、委員会の運営規程6条に基づきまして、委員会のもとに火力電源入札専門会合を設置させていただきたいと考えております。メンバーにつきましては、別添にお示ししております。座長としまして、神奈川大学法学部・細田孝一教授にお願いしたいと思っておりますし、また委員会の委員の中から圓尾委員、箕輪委員にご参加いただければと思っております。また、専門委員として、そちらに記載させていただきました5名の方にもご就任をお願いしたいと考えております。

資料4の1ページ目に戻りまして、委員と経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委

員長が指名した者により構成され、専門会合の座長は委員長が指名するとされているもの
でございます。

中身、調査、審議事項でございますが、まず、27年度に既に実施中の入札案件がござい
ます。また、来年度以降に入札を実施する場合の入札案件の調査、審議というのもござい
ますので、そちらについて進めていくとともに、火力電源入札制度自体の今後のあり方
についても審議するというにさせていただきたいと思っております。

なお、この指針につきましては、これまで事務局でありましたエネ庁が策定していたと
ころ、今後、入札制度の実施を委員会で行うことに伴い、経済産業省の指針とするなど技
術的な改正を行う必要があるという状態で今対応しているところでございます。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

これは昔のIPPのもので、結局、一般電気事業者と将来は規制料金で供給する元電気
事業者は、規制料金のもをやっている限りにおいて、入札に関して公平にやる必要があ
るから、こういう委員会が必要であるということですね。

○新川取引監視課長　　はい。ご指摘のとおりでございまして、これは規制料金の中で原
価の適切性をみるときに個別に原価を積み上げていくか、それとも入札をすることで落札
価格を適正な原価とみるかという話でございまして、今後、自由化の中でもまだ経過措置
料金が残っているという状態でありますので、そこは引き続き必要だと。また、考え方と
しては、離島供給、それから最終保障とございまして、そこをどう扱うかというのは、ま
だ今後整理が必要なこととはなっています。

現時点で仕掛かりの案件もございまして、まずはこれを片づけていくとともに、今後
どうあるべきかというのをしっかり議論してまいりたいと思っております。

○八田委員長　　私企業でやっていることに関してこうやってみることの必要性というの
は、あくまで規制料金だからで、それがなくなればこういうことはなくなるということ
ですね。

○新川取引監視課長　　はい。

○八田委員長　　ということですが、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。――委
員会の主たる役割は、もちろん制度設計ということは大きいと思えますけれども、個別の
ものについて、きちんと規則に従って行われているかどうかを一つ一つチェックするとい
うことですね。

○新川取引監視課長 はい。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この火力電源入札専門会合を設置することにしたいと思っておりますので、本年仕掛かりになっているものについては、しっかり対応していただくことにするし、それから、今後のあり方についても、あわせてこの会合でもって適切にご検討いただきたいと思います。この設置について、委員会終了後、公表いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。

続きまして、3つ目の議題として、九州電力からの災害救助法適用延長の認可の意見回答について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○岸総務課長 事務局総務課長の岸です。資料5をご覧ください。

平成27年、口永良部島、鹿児島県屋久島の西にある島ですけれども、新岳が5月29日に噴火しまして、全島避難指示ということで、被災された電気の需要家の皆様に対する特別措置、支払期限延長ですとか使用しなかった月の料金免除等、これらについて6月2日、委員会が発足する前ですけれども、経済産業大臣が認可しておりましたが、その期間が6ヵ月で切れるということで、その延長認可について、このたび11月27日、九州電力から申請があり、経済産業大臣から当委員会に意見の求めがありました。

現状、百数十人余りの住民の方々がまだ全島避難を余儀なくされておられるということですので、当委員会として大臣が認可を行うことに異論がない旨を回答することをお諮りするものです。

なお、今回、延長後の期限としましては、避難指示解除によって電気の使用が再開できる日まで延長するということであり、今回は時間的な期限は特に設けないということとなっております。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

今のご説明に関して、ご質問、ご意見ございますか。——それでは、委員会として異論がない旨を決定して、本日付で経済産業大臣に回答したいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、最後の議題として、電気事業法に基づき、九州経済産業局から当委員会への意見聴取が行われた特定供給の許可申請 1 件への回答及び経済産業局への事務委任について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○岸総務課長 資料 6、それから資料 7 をあわせてご説明申し上げます。

まず、資料 6 です。特定供給の電気事業法 17 条に基づく許可についてです。

囲みの中にありますように、供給する電気の容量が 1 万 kW 未満の場合の許可の権限は、経済産業大臣ですが、小さいものは経済産業局長に委任されているところです。それに対する意見ということですが、今回の案件も下のポイント 2 のところにありますように、数百 kW 規模の案件でして、九州の新日鐵住金株式会社の北九州市における検診所に特定供給する案件 1 件でございます。

個別の詳しい中身については既にご報告申し上げましたが、法令、あるいは審査基準に照らしまして、事務局としては問題ないと考えておりますので、次のページの別紙の案によりまして、回答することをお諮り申し上げたいと思います。これが 1 点目です。

次に、資料 7 をごらんいただき、特定供給の許可に係る経済産業局長への事務委任についてお諮りしたいと思います。

主なポイントの 2 をごらんいただきますと、今申し上げましたように、特定供給の許可権限は、1 万 kW 未満のものは経済産業大臣から地方の経済産業局長に委任されているところです。委任を受けた経済産業局では、要件の充足審査を行った上で委員会に対して意見を求めるということでこれまでやってきておりまして、先ほど資料 6 でご説明した案件も含めれば、この委員会の場で既に 3 件ご検討いただいているところです。

ただし、審査の中身の傾向としましては、①にありますように、1 万 kW 未満のものについては、特にエリアに占める割合が 1 % に大きく満たないなど非常にわずかであるということ。それから、実際の審査の中身も、いわゆる密接関連性などの事実関係の確認が中心であるということとして、事務の効率的な運用の観点からは、当委員会としましても、その意見を述べる事務を経済産業局長——経済産業局長には、法令上、委員会の指揮監督権限がもともと及ぶことになっておりますところ、委員会から経済産業局長に事務委任して差し支えないのではないかと考えております。

ただ、最後、下の 4 行目あたりにあるとおり、半年に一度程度、定期的にこうした経済産業局における許可の実績についてまとめて本委員会にご報告することが 1 つ前提という

こと。また、おめくりいただきますと事務委任の案があり、貴職に委任するという後、「なお」というところにあるとおり、経済産業局における本件の委任事務の処理について、事務局のほうに都度書類を提出してもらって、都度把握をしまして、内容については、この委員会のホームページにも速やかに掲載するということを前提に、事務委任して差し支えないのではないかと考えているところですので、お諮りいたします。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。

今、2つの件があったわけです。1つは、九州での特定供給の許可について、2番目は、経済産業局への事務委任についてということだったのですが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。——それでは、原案のとおり、北九州における特定供給の許可に関して、許可することに異存がない旨、委員会の意見として決定して、九州経済産業局長に回答することにしたいと思えます。それから、2番目の経済産業局への事務委任についても、事務局からの説明を了としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

本日予定しておりました議事は以上でございます。委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。

○稲垣委員　制度設計専門会合のときに、電源情報開示の義務化の議論が行われて、望ましいという方向で大方の合意がとれたのですが、この「望ましい」の捉え方について、念のためここでもう一度、新川課長から説明していただきたいと思えます。

余り詳細はいいのですが、要するに、望ましいという誤解を受けて、やらなくてもいい、やるべきであるというのを対峙させると、やらなくてもいいと捉えるという点を危惧する趣旨が議場の中であったのだけれども、それについて役所のほうは、望ましいという言葉遣いをすると、それがどのように今ある一般電気事業者、あるいは相当の届け出をしてきている事業者に伝わり、彼らはどのように行動すると考えているかという点をご説明いただけたらと思えます。

○新川取引監視課長　まず、この問題に関して、問題がある行為にするか、それとも望ましい行為にするかということ、あと何も書かないかという3つの選択肢を示したところでございますが、問題がある行為の場合には命令や罰則によって実施が担保されるべきものという位置づけになっております。

望ましい行為につきましては、これまで一般電気事業者の方は、ほぼ全て守っていただいているという状態でございまして、大手の新規参入者を含めて、実質的な努力義務にも相当する自主的に順守すべき規範というように位置づけられるべきものと考えられております。一般電気事業者の方々、それから大手の新規参入者の方々には、引き続きこれらを自主的に順守していただくことを強く期待しているという状態でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

最後に、一昨日の12月2日に電気料金審査専門会合において、電力10社の託送供給等約款の認可申請にかかわる査定方針案がまとめられました。安念座長のもとに圓尾委員、箕輪委員を初め委員の皆様には、全部で11回にわたり精力的にご議論いただきました。今後、この査定方針案を踏まえて、委員会としての査定方針を検討していきたいと思えます。

それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

○岸総務課長　　次回日程は、また正式決定いたしましたら改めてご連絡申し上げたいと思えます。

○八田委員長　　本日の委員会は、これにて終了いたします。ご意見、どうもありがとうございました。

——了——